



厚生労働省
埼玉労働局

Press Release

令和 3 年 9 月 1 日(水)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 津田 恵子

室長補佐 大村 玲子

電話 048-600-6205

埼玉県最低賃金の改正を決定

－ 本年 10 月 1 日から時間額 956 円に－

- 1 本日、埼玉労働局長（増田 嗣郎）は、本年 10 月 1 日から埼玉県最低賃金の最低賃金額を 1 時間 956 円（引上げ額 28 円、引上げ率 3.02%）とする改正を決定し、官報に掲載することによって公示しました。

【添付資料 1】 埼玉県最低賃金のお知らせ

【添付資料 2】 埼玉県最低賃金の推移（昭和 47 年～令和 3 年）

- 2 改定後の最低賃金額（時間額 956 円）は、東京、神奈川、大阪に次ぐ額となりました。

【添付資料 3】 令和 3 年度地域別最低賃金答申状況

（注）

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる手当
- ④ 賞与など 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金

日給、月給等との比較方法

- ・ 日給の場合 日給 ÷ 1 日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）
- ・ 月給の場合 月給額 × 12 ヶ月 ÷ 年間所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）

【参考】

埼玉労働局は、最低賃金の引き上げやすい環境整備のため、下記の助成金等の活用促進に取り組んでいます。

- ① 業務改善助成金 【添付資料 4】
- ② 雇用調整助成金の要件緩和 【添付資料 5】
- ③ 埼玉働き方改革推進支援センターのご案内 【添付資料 6】

埼玉県最低賃金のお知らせ

令和3年
10月1日から
＜時間額＞

956 円

28円
UP ↑

最低賃金に関するお問い合わせは
埼玉労働局労働基準部(☎048-600-6205)
または最寄りの労働基準監督署へ

HPで確認！

埼玉県 最低賃金

検索

埼玉県最低賃金の推移

(単位：円、%)

改正発効日	最低賃金額					
	日 額	引上げ額	引上げ率	時間額	引上げ額	引上げ率
昭和 47. 8. 14	1,055	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
49. 3. 21	1,280	225	21.33	—	—	—
49. 12. 30	1,648	368	28.75	—	—	—
51. 3. 31	1,980	332	20.15	—	—	—
52. 10. 22	2,380	400	20.20	297	—	—
53. 9. 30	2,530	150	6.30	316	19	6.33
54. 9. 30	2,685	155	6.13	336	20	6.33
55. 10. 31	2,877	192	7.15	360	24	7.14
56. 10. 24	3,063	186	6.47	384	24	6.67
57. 11. 1	3,232	169	5.52	405	21	5.47
58. 10. 24	3,335	103	3.19	417	12	2.96
59. 10. 25	3,439	104	3.12	430	13	3.12
60. 10. 11	3,563	124	3.61	446	16	3.72
61. 10. 11	3,670	107	3.00	459	13	2.91
62. 10. 1	3,751	81	2.21	470	11	2.40
63. 10. 1	3,863	112	2.99	484	14	2.98
平成 元. 10. 1	4,020	157	4.06	503	19	3.93
2. 10. 20	4,214	194	4.83	527	24	4.77
3. 10. 1	4,423	209	4.96	553	26	4.93
4. 10. 1	4,609	186	4.21	577	24	4.34
5. 10. 1	4,757	148	3.21	595	18	3.12
6. 10. 1	4,868	111	2.33	611	16	2.69
7. 10. 1	4,978	110	2.26	625	14	2.29
8. 10. 1	5,081	103	2.07	638	13	2.08
9. 10. 1	5,191	110	2.16	652	14	2.19
10. 10. 1	5,283	92	1.77	664	12	1.84
11. 10. 1	5,330	47	0.89	669	5	0.75
12. 10. 1	5,372	42	0.79	673	4	0.60
13. 10. 1	5,408	36	0.67	677	4	0.59
14. 10. 1	時間額表示一本化			678	1	0.15
—	—	—	—	—	—	—
16. 10. 1	—	—	—	679	1	0.15
17. 10. 1	—	—	—	682	3	0.44
18. 10. 1	—	—	—	687	5	0.73
19. 10. 20	—	—	—	702	15	2.18
20. 10. 17	—	—	—	722	20	2.85
21. 10. 17	—	—	—	735	13	1.80
22. 10. 16	—	—	—	750	15	2.04
23. 10. 1	—	—	—	759	9	1.20
24. 10. 1	—	—	—	771	12	1.58
25. 10. 20	—	—	—	785	14	1.82
26. 10. 1	—	—	—	802	17	2.17
27. 10. 1	—	—	—	820	18	2.24
28. 10. 1	—	—	—	845	25	3.05
29. 10. 1	—	—	—	871	26	3.08
30. 10. 1	—	—	—	898	27	3.10
令和 元. 10. 1	—	—	—	926	28	3.12
2. 10. 1	—	—	—	928	2	0.22
3. 10. 1	—	—	—	956	28	3.02

令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	C	28	889（ 861 ）	28		2021年 10月1日
青 森	D	28	822（ 793 ）	29	+1	2021年 10月6日
岩 手	D	28	821（ 793 ）	28		2021年 10月2日
宮 城	C	28	853（ 825 ）	28		2021年 10月1日
秋 田	D	28	822（ 792 ）	30	+2	2021年 10月1日
山 形	D	28	822（ 793 ）	29	+1	2021年 10月2日
福 島	D	28	828（ 800 ）	28		2021年 10月1日
茨 城	B	28	879（ 851 ）	28		2021年 10月1日
栃 木	B	28	882（ 854 ）	28		2021年 10月1日
群 馬	C	28	865（ 837 ）	28		2021年 10月2日
埼 玉	A	28	956（ 928 ）	28		2021年 10月1日
千 葉	A	28	953（ 925 ）	28		2021年 10月1日
東 京	A	28	1041（ 1013 ）	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040（ 1012 ）	28		2021年 10月1日
新 潟	C	28	859（ 831 ）	28		2021年 10月1日
富 山	B	28	877（ 849 ）	28		2021年 10月1日
石 川	C	28	861（ 833 ）	28		2021年 10月7日
福 井	C	28	858（ 830 ）	28		2021年 10月1日
山 梨	B	28	866（ 838 ）	28		2021年 10月1日
長 野	B	28	877（ 849 ）	28		2021年 10月1日
岐 阜	C	28	880（ 852 ）	28		2021年 10月1日
静 岡	B	28	913（ 885 ）	28		2021年 10月2日
愛 知	A	28	955（ 927 ）	28		2021年 10月1日
三 重	B	28	902（ 874 ）	28		2021年 10月1日
滋 賀	B	28	896（ 868 ）	28		2021年 10月1日
京 都	B	28	937（ 909 ）	28		2021年 10月1日
大 阪	A	28	992（ 964 ）	28		2021年 10月1日
兵 庫	B	28	928（ 900 ）	28		2021年 10月1日
奈 良	C	28	866（ 838 ）	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859（ 831 ）	28		2021年 10月1日
鳥 取	D	28	821（ 792 ）	29	+1	2021年 10月6日
島 根	D	28	824（ 792 ）	32	+4	2021年 10月2日
岡 山	C	28	862（ 834 ）	28		2021年 10月2日
広 島	B	28	899（ 871 ）	28		2021年 10月1日
山 口	C	28	857（ 829 ）	28		2021年 10月1日
徳 島	C	28	824（ 796 ）	28		2021年 10月1日
香 川	C	28	848（ 820 ）	28		2021年 10月1日
愛 媛	D	28	821（ 793 ）	28		2021年 10月1日
高 知	D	28	820（ 792 ）	28		2021年 10月2日
福 岡	C	28	870（ 842 ）	28		2021年 10月1日
佐 賀	D	28	821（ 792 ）	29	+1	2021年 10月6日
長 崎	D	28	821（ 793 ）	28		2021年 10月2日
熊 本	D	28	821（ 793 ）	28		2021年 10月1日
大 分	D	28	822（ 792 ）	30	+2	2021年 10月6日
宮 崎	D	28	821（ 793 ）	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821（ 793 ）	28		2021年 10月2日
沖 縄	D	28	820（ 792 ）	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930（ 902 ）	28		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 埼玉県 の最低賃金928円との差額が 30円以内 【928円～958円】 (令和3年9月まで) ・事業場規模100人以下	3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

お問い合わせ先

◆「業務改善助成金コールセンター」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15

【電話番号】03-6388-6155

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

申請先

申請前でもお気軽にお問合せください。

- ◆ **埼玉労働局雇用環境・均等室** ※申請先は事業場がある地域の労働局です。
〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階 TEL: 048-600-6210

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善

事例1

業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



役員

さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようになった。

実施内容

業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善

事例2

テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



代表者

さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1 / 40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

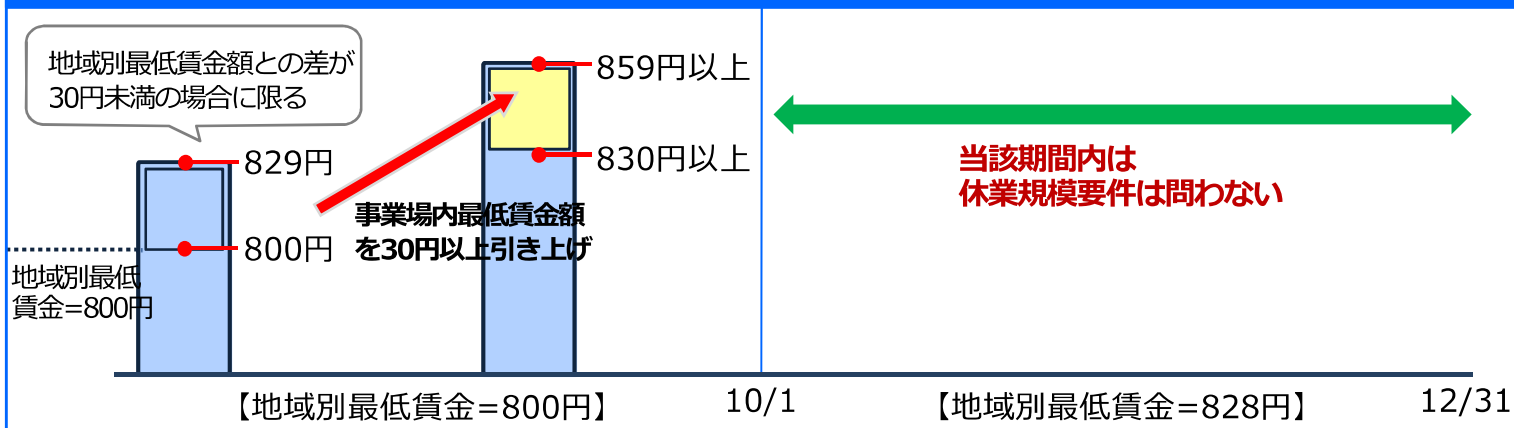


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

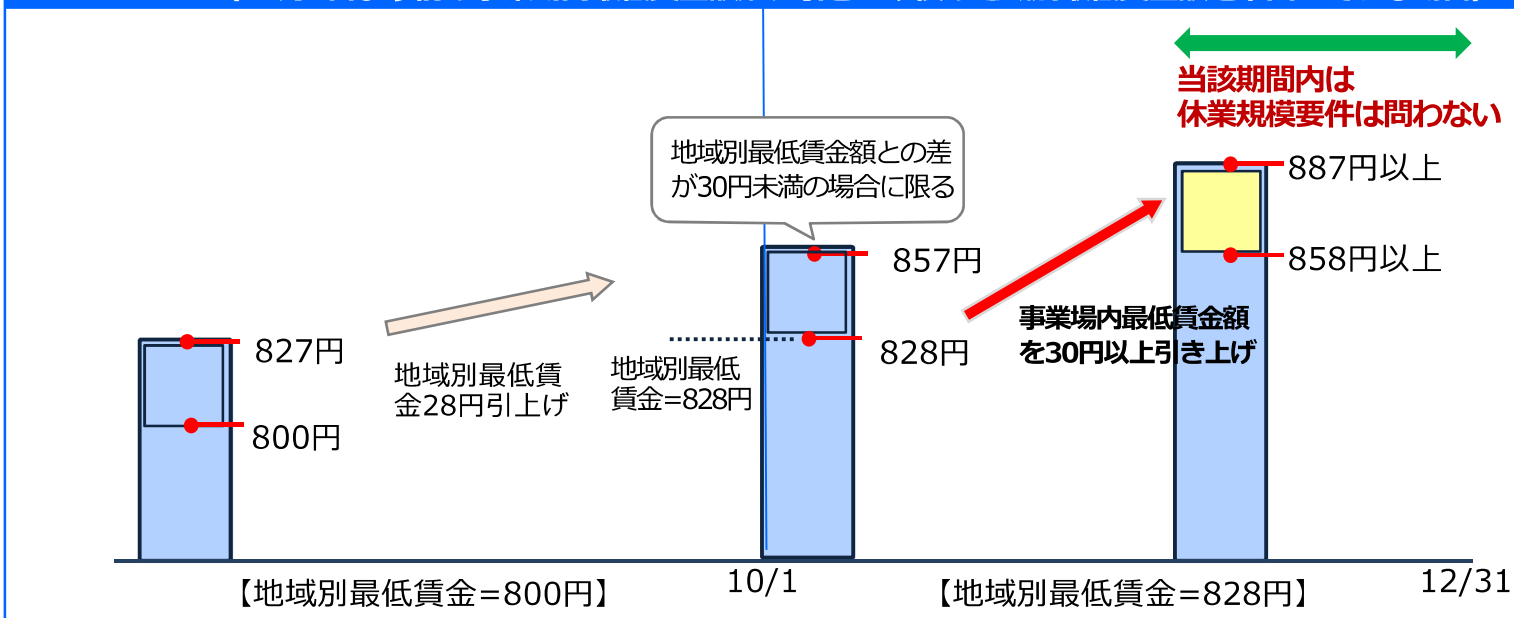
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



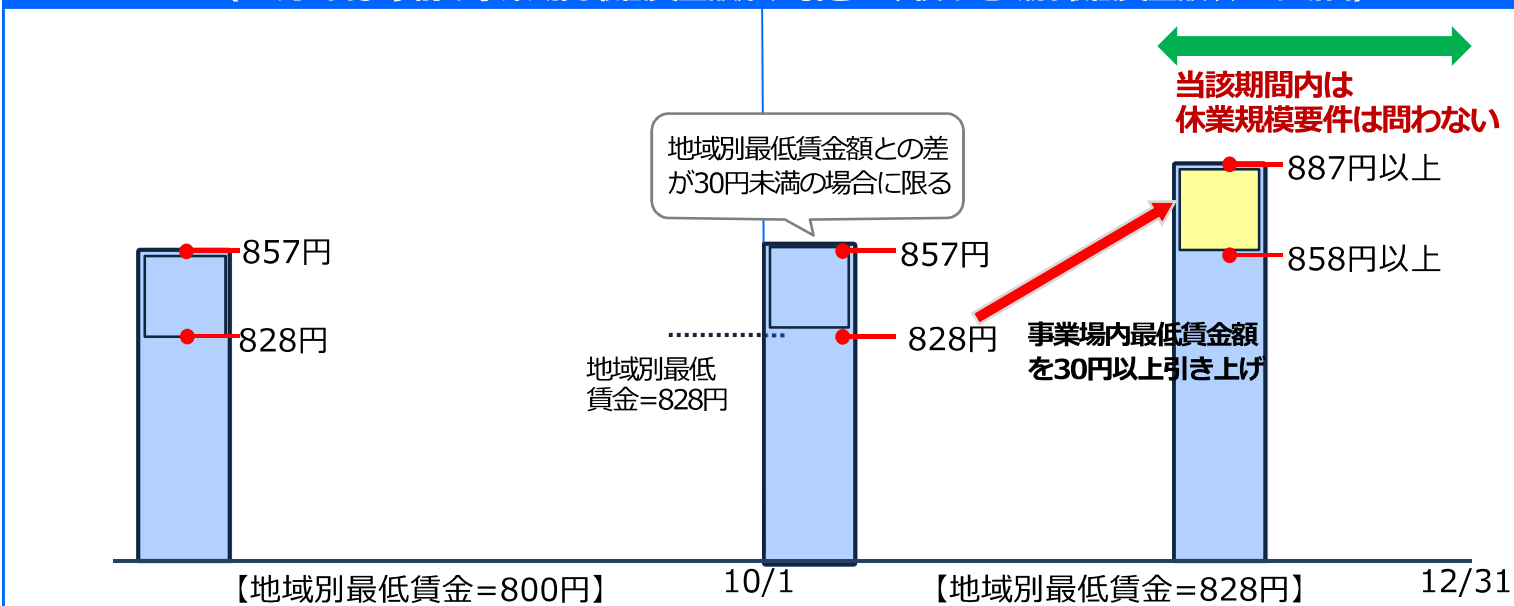
(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



事業主、労務担当者様

秘密
厳守

オンライン
対応もOK

相談・
専門家派遣
無料

そのお悩み、ぜひ

専門家に

ご相談 ください!

こんなお悩みありませんか？

- ☐ 長時間労働や過重労働を減らし、**年次有給休暇の取得率**を上げたい
- ☐ **同一労働同一賃金**へ対応するための方法がわからない
- ☐ テレワーク導入の方法や支援策、**テレワーク実施時の労務管理**を教えてほしい
- ☐ 生産性を高めながら、**賃金の引き上げ**につなげたい
- ☐ 雇用管理改善により、**人手不足を解消**したい



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

働き方改革の推進のため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問 (1社あたり最大6回)
- ② 電話・メール・WEB
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

埼玉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-729-055

受付時間 平日 9:00~17:00

住所 〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町 1-103 大宮大鷹ビル 306号

MAIL hk11@mb.langate.co.jp FAX 048-729-5783

[http:// 埼玉働き方改革推進支援センター .site](http://埼玉働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

埼玉 働き方改革

検索



年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019 年 4 月～

時間外労働の 上限規制

大企業：2019 年 4 月～／中小企業：2020 年 4 月～

同一労働同一賃金

2020 年 4 月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021 年 4 月 1 日～

年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年 5 日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書

FAX : 048-729-5783



埼玉働き方改革推進支援センター 宛

WEB 申込フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名				ご担当者 氏名	
所在地	〒 -				
連絡先	電話			E-MAIL	
	FAX				
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 ()				☐ オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。
相談内容 ✓をお付け 下さい	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 各種助成金の申請・活用 ☐ 36 協定 ☐ 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し ☐ テレワーク ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ その他【 ☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 賃金制度全般 ☐ 職務分析・職務評価 ☐ 高度プロフェッショナル制度				

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 3 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する（チェックしてください）